

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第1号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後																												
<p>（準用） 第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）並びに第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる佐賀県公有財産規則の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25条</td> <td>財産</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第25条	財産	略	略			<p>（準用） 第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）並びに第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる佐賀県公有財産規則の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第25条</td> <td>財産</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第25条	財産	略	知事	教育長	略		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
略																															
第25条	財産	略																													
略																															
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
略																															
第25条	財産	略																													
	知事	教育長																													
略																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。